

1 アンケートから見えてきた現状と課題

1 障がいのある人（障害者手帳交付者等）

（1）“家族依存中心”の生活実態とひろがる将来への不安

【現状】

●本人自身の年齢

身体障がい者（児）では、“65歳以上”が、約7割を占め、そのうち「80歳以上」が最も多くなっています。また、知的障がい者（児）では、“30歳未満”が5割を占め、そのうち「20～29歳」が最も多く、さらに、精神障がい者（児）では、“30～59歳”が7割強を占め、そのうち「40～49歳」が最も多くなっています。

●主な支援者

身体障がい者（児）では、「配偶者」が5割と最も多く、次いで「子ども」などとなっています。また、知的障がい者（児）では、「親」が約7割を占め、さらに、精神障がい者（児）では、「親」が最も多く、次いで「配偶者」などとなっています。

●主な支援者年齢

身体障がい者（児）では、「70歳以上」が最も多く、次いで「60歳代」などとなっています。また、知的障がい者（児）では、「40歳代」と「50歳代」とともに最も多く、さらに、精神障がい者（児）では、「70歳以上」が最も多く、次いで、「60歳代」などとなっています。

●介助や手助けに必要な1週間の日数

“週に4日～6日以上”の割合では、身体障がい者（児）が4割強、知的障がい者（児）が約7割、精神障がい者（児）が5割強となっています。

●介助や手助けに必要な1日の延べ時間

「5時間以上」の割合では、身体障がい者（児）が1割強、知的障がい者（児）が4割弱、精神障がい者（児）が約2割となっています。

●主な支援者（介助者）が、急用等で介助できない場合の対応

身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）ともに、「同居の家族に頼む」が最も多く、次いで、身体障がい者（児）では、「別居の家族・親族に頼む」、また、知的障がい者（児）と精神障がい者（児）では、ともに「施設や病院などに一時的に依頼する」などとなっています。

【課題】

- 主な支援者は、身体障がい者が「配偶者」または「子ども」、知的障がい者が「親」、精神障がい者が「親」または「配偶者」の割合が多くを占め、日常において、“家族依存中心”の生活実態がうかがえます。
- また、障がいのある本人のみならず、支援者（家族や身近な介助者）の高齢化、年金中心の厳しい暮らしの状況などが背景となって、「老後」や「親亡き後」など、将来への不安にもつながっていることがうかがえます。
- 知的障がい者（児）では、療育、通園・通学など、日常生活全般において「両親」、特に母親に多くを依存せざるを得ない状況がうかがえます。
- 主な支援者（家族や身近な介助者）の高齢化が顕著で、今後、家族のみに依存した支援が難しくなることから、生活介護や短期入所、日中一時支援、児童デイサービスを活用したレスパイト（適度な休息）支援や、居場所づくり、当事者団体によるピアサポート等による支援、さらに、支援者（家族や身近な介助者）へのアウトリーチ（身近に寄り添い、手を差し伸べる支援）としての身近な相談・支援体制の充実が求められます。
- 公的なサービス提供（フォーマルサービス）のみならず、NPO やボランティアグループ、地域のインフォーマルな人的資源のネットワークづくりをすすめるとともに、地域の福祉力を活かした支援体制づくりが求められます。

（2）求められる暮らしの場の確保と整備**【現状】****●住まいの状況**

全体では、「持ち家」が7割以上を占めています。一方、“施設で過ごしている（暮らしている）”（「入所施設」＋「グループホーム」を合わせた割合）割合では、精神障がい者（児）が最も多くなっています。

●住まいについて、主に望むこと

「特になし」が約4割と最も多く、次いで「障がい者の住んでいる住宅費の改造費を援助する」、「障がい者が住んでいる住宅の耐震化を促進する」などとなっています。

●主な生計の中心

全体では、「本人」が4割強と最も多く、次いで「親」などとなっています。障がい者区分別の「本人」の割合では、身体障がい者（児）が最も多く、「親」の割合では、知的障がい者（児）が最も多くなっています。

【課題】

- 地域において、自立した日常生活をおくるためには、経済的な支援をはじめ、個々の生活状況に則した福祉サービスの充実、地域住民の支援など、安心して過ごせる、総体としての暮らしの場の確保（整備）が必要です。
- 誰もが住み慣れた、身近な地域に入居できるグループホームやケアホームが整備されていることが、“親亡き後”などの不安の解消につながります。

（3）求められる社会参加促進に向けた外出支援の環境整備**【現状】****●外出の頻度**

身体障がい者（児）では、「週に数回」が最も多く、知的障がい者（児）と精神障がい者（児）では、ともに「ほぼ毎日」が最も多くなっています。一方、「月に数回」と「ほとんど外出しない」を合わせた割合では、全体の3割となっており、知的障がい者（児）と比較して、身体障がい者（児）と精神障がい者（児）で多くなっています。

●外出時の交通手段

「自家用車（乗せてもらう）」が最も多く、次いで、「自家用車（自ら運転）」、「徒歩」、「自転車」などとなっています。

●外出するうえで、主に困ること

「特に困ることはない」が4割弱と最も多く、次いで、「介助者などがいないと外出が困難である」、「電車・バスなどが使いにくい」などとなっています。

【課題】

- 社会参加を促進する意味から、外出時の支援体制の確保をはかるとともに、階段や道路、歩道等の生活環境のバリアフリー化をさらに推進する必要があります。
- 外出をしやすくするための支援について、『市内循環バスの運行』、『障がい者用駐車場の整備と確保』、『公共交通機関運賃の補助』、『駅や道路、歩道、階段のバリアフリー』、『付き添いしてくれる介助者や支援者の確保』、『気になる視線や周囲の理解』などの意見や要望があがっています。

(4) 利用者の立場にたった医療の充実

【現状】

●かかりつけ医や歯科医の有無

全体では、「かかりつけ医もかかり歯科医もいる」が6割を占め、次いで、「かかりつけ医はいるがかかりつけ歯科医はいない」などとなっています。

●医療機関での受診の頻度

“週に2～4回程度以上”の割合では、身体障がい者（児）が最も多く、次いで、精神障がい者（児）、知的障がい者（児）となっています。

●医療機関にかかるときなど困ったこと

「特にない」が最も多く、次いで、「食事や生活のコントロールが難しい」、「医師や看護師に思っていることをうまく説明できない」、「病院などの待ち時間が待てない」などとなっています。

【課題】

- 個々の障がい特性、生活状況等に十分配慮した、医療・保健体制の充実が求められます。

(5) すすんでいない就労支援と雇用対策

【現状】

●就労の状況

“就労している”割合（「仕事をしている」＋「授産施設・作業所などに通所している」を合わせた割合）では、知的障がい者（児）が4割弱と最も多く、次いで、精神障がい者（児）、身体障がい者（児）となっています。一方、「いずれにも該当せず自宅にいる」割合では、身体障がい者（児）が約6割と最も多く、次いで、精神障がい者（児）、知的障がい者（児）となっています。理由として、「高年齢のため」が最も多く、次いで、「仕事ができる健康状態にないため」、「障がいや病気の状況にあった仕事がないため」などとなっています。

●仕事の内容

身体障がい者（児）では、「勤務（正社員）」が最も多く、次いで、「自営業」などとなっています。また、知的障がい者（児）では、「施設での就労（授産施設・作業所など）」が最も多く、次いで、「勤務（パート・アルバイト）」などとなっています。さらに、精神障がい者（児）では、「勤務（パート・アルバイト）」が最も多く、次いで、「施設での就労（授産施設・作業所など）自営業」などとなっています。

● 1か月の収入

身体障がい者（児）では、「3～10万円未満」と「10～20万円未満」がともに最も多くなっています。また、知的障がい者（児）では、「5,000円未満」が最も多く、次いで、「3～10万円未満」などとなっています。さらに、精神障がい者（児）では、「3～10万円未満」が最も多く、次いで、「5,000円未満」などとなっています。

● 仕事での悩みや不満

「特にない」が約5割と最も多く、次いで、「障がいがない人と比べて給料が安い」、「障がいに対する配慮や意識が低い」などとなっています。

● 就労促進のための支援

全体では、「働きやすい職場環境づくりの指導」が最も多く、次いで、「特にない」、「就職先のあっ旋」、「就労に関する総合相談」、「就職後の支援」などとなっています。

【課題】

- 全体では、「いずれも該当せず自宅にいる」が4割以上と最も多くなっています。
- 仕事をしている人で、「会社などに勤めている（正社員及びパート、アルバイト、派遣社員）」割合では、身体障がい者が6割、知的障がい者が3割、精神障がい者が4割に対し、“福祉的就労”である施設での就労（授産施設・作業所など）の割合では、知的障がい者が6割以上、精神障がい者が3割以上となっています。また、1か月の収入が10万円未満では、身体障がい者が約4割に対し、知的障がい者と精神障がい者が8割以上となっています。
- 福祉施設（就労継続支援、就労移行支援、授産施設）と、職業安定所（ハローワーク）、障害者就労・生活支援センター等の関係機関とのより一層の連携が求められます。

（6）十分とはいえない社会参加活動の仕組みづくりと居場所（交流の場）の確保

【現状】

● 就学の状況について

“就学している”割合（「職業の訓練施設に通所している」＋「学校、幼稚園・保育園に通学・通園している」＋「障害児通園施設に通園している」を合わせた割合）では、知的障がい者（児）が最も多く、次いで、身体障がい者（児）、精神障がい者（児）となっています。

● 主に困っていること

「特にない」が最も多い一方、「放課後・学校休日に遊べる友達がいない」、「先生の理解が足りない」などとなっています。

●主な放課後の過ごし方について

「家で遊ぶ」が約8割を占めています。

●放課後、主に遊んだり時間を過ごしている人

「両親」が約7割と最も多く、次いで、「両親以外の家族」、「ひとりで過ごす」などとなっています。

【課題】

- 社会参加活動の面については、主な放課後の過ごし方として、ほぼ8割の人が、「家で遊ぶ」と回答し、主に遊んだり時間を過ごしている人は、「両親」が69.8%と最も多く、次いで、「両親以外の家族」が46.2%、「ひとりで過ごす」が28.3%で、地域の中で受入れ体制が十分に整っていない状況がうかがえます。
- 誰もが気軽に集まり交流できる場の確保や社会参加が図れる居場所（交流の場）づくりの必要性が高まっており、既存の社会資源の活用や地域活動支援センターの充実を図っていくことが求められます。

（7）急がれる災害等の緊急時における対策と地域の福祉力の向上

【現状】

●災害時における避難

「ひとりでは避難できないと思う」割合では、知的障がい者（児）が6割以上と最も多く、身体障がい者（児）が4割以上、精神障がい者（児）が3割以上となっています。

●ひとりで避難できない理由

全体では、「介助者の手助けが必要」が約6割と最も多く、次いで、「避難所がわからない」、「緊急事態の発生に気づかない」などとなっています。また、障がい者区分別の「介助者の手助けが必要」な割合では、身体障がい者（児）が6割以上と最も多く、次いで、精神障がい者（児）、知的障がい者（児）となっています。

●災害時の対策

「している」割合では、「住んでいる地域の緊急避難場所を確認している」が最も多く、次いで、「避難経路を確認している」などとなっています。

「していないが、今後はする」割合では、「避難経路が通れない場合など、次にとる行動について、話し合いや相談をしている」が最も多く、次いで、「速やかに避難できるよう、ある程度必要な荷物を、すぐ持ち出せるように準備している」などとなっています。

●災害時要援護者台帳の認知度

全体では、「知らなかった。知っていれば登録したかった」が最も多く、次いで、「知らなかった。知っても登録する気はない」、「知っているが登録していない」などとなっています。障がい者区分別の「知らなかった。知っていれば登録したかった」割合では、知的障がい者（児）が最も多く、次いで、身体障がい者（児）、精神障がい者（児）となっています。

●緊急情報を知る最も効果の高い手段

「テレビ」が約7割と最も多く、次いで「ラジオ」、「携帯電話」などとなっています。

●地域での避難訓練の参加の有無

「訓練がいつ行なわれているか知らない」が5割以上と最も多く、次いで、「参加したいが、かえって迷惑をかけると思っている」、「訓練内容がわからないため、訓練についていけないか不安がある」などとなっています。

●災害等の緊急事態における行政に対する要望

全体では、「緊急時に適切な情報提供をしてほしい」が最も多く、次いで、「障がい者対応の避難所を設置してほしい」、「安否確認のための見回りをしてほしい」、「避難所への誘導をしてほしい」となっています。

●災害等の緊急事態における困りごと

「どのように対応すべきか判断できない」が最も多く、次いで、「安全なところまですばやく避難できない」、「何が起きているのか把握できない」、「避難所で、投薬や治療を受けることが難しい」、「避難所に障がい者用トイレなど障がい者が生活できる環境が整っていない」などとなっています。

【課題】

- 災害対策について、『個々の障がいの特性に応じた福祉避難所の設置』、『障がいの特性に応じた情報提供と避難誘導』、『地域の身近な支援者の確保』、『薬や医療の必要性と確保』などの意見や要望が挙がっています。
- 要援護者台帳の登録については、周知を図るとともに、当事者の声を反映した災害時避難マニュアルの作成や障がい特性に配慮した福祉避難所の設置及び備品の整備等が求められます。

(8) 求められる利用者の視点たった福祉サービスの提供**【現状】****● 障害福祉サービスの利用意向**

身体障がい者(児)では、「短期入所(ショートステイ)」が約5割と最も多く、次いで、「療養介護」、「居宅介護(ホームヘルプ)」などとなっています。

知的障がい者(児)では、「短期入所(ショートステイ)」が5割以上と最も多く、次いで、「就労継続支援(雇成型・非雇成型)」、「共同生活援助(グループホーム)」、「行動援護」などとなっています。

精神障がい者(児)では、「就労移行支援」が4割以上と最も多く、次いで、「就労継続支援(雇成型・非雇成型)」、「生活介護」などとなっています。

● その他福祉サービスの利用状況

身体障がい者(児)では、「障害者福祉年金」が7割以上と最も多く、次いで、「生活環境料金の助成」、「障害者社会参加助成」などとなっています。

知的障がい者(児)では、「障害者福祉年金」が6割以上と最も多く、次いで、「生活環境料金の助成」などとなっています。

精神障がい者(児)では、「障害者福祉年金」が7割以上と最も多く、次いで、「自立支援医療費制度(精神通院)」、「生活環境料金の助成」などとなっています。

【課題】

- 個々の障がい特性や生活実態、ライフステージなどに沿ったきめ細やかな利用者の目線にたった権利擁護を含む福祉サービスの充実が求められます。

2 支援学級（情緒クラス）に通っている児童（保護者の方）

(1) 支援者は、親（主に母親）が大半となっている。

- 家族の世帯状況（複数回答）は、「母親」が最も多く、次いで、「父親」、「兄弟」、「祖父母」となっています。
- 日常生活の援護を主にする人は、「同居の家族」が9割以上を占めています。
- 主な援護者が万一急病・事故・出産などのため、一時的に援護ができなくなった場合、全体では、「別居の家族・親戚に頼む」が5割以上と最も多く、次いで、「同居の家族に頼む」などとなっています。

(2) 約7割の方が日常生活の中で、偏見や差別などを感じている。

- 全体では、”ある”割合（「常にある」＋「時々ある」を合わせた割合）が約7割となっています。
- 外出するうえで、主に困ることは、「特に困ることはない」が最も多い一方で、「人の目が気にかかる」、「からかわれたりする」などとなっています。

(3) 9割以上の子どもたちは、放課後、家族と家で遊んで過ごしている。

- 放課後は主に「家で遊ぶ」が9割以上を占めています。また、主に遊んだり時間を過ごしている人は、「両親」が約7割と最も多く、次いで、「両親以外の家族」、「ひとりで過ごす」などとなっています。

(4) 災害などの緊急事態における地域力の向上

- 緊急情報を得る手段として、「テレビ」が最も多く、次いで、「携帯電話」、「ラジオ」などとなっています。
- 災害時に助けを求めるのは、「家族」が9割以上を占め、次いで、「警察・消防・行政」、「近所の人」、「友人」などとなっています。
- もし災害などの緊急事態が発生した場合、「ひとりでは避難できないと思う」が6割と最も多く、次いで、「わからない」、「ひとりで避難できると思う」となっています。
- 「ひとりでは避難できないと思う」「わからない」と答えた方の理由では、「援護者の手助けが必要」が最も多く、次いで、「その他」、「避難所がわからない」、「緊急事態の発生に気づかない」となっています。
- 災害などの緊急事態が発生した場合に市（行政）にもっともしてほしいことは、「緊急時に適切な情報提供をしてほしい」が最も多く、次いで「避難所への誘導をしてほしい」「安否確認のための見回りをしてほしい」などの要望が挙がっています。

3 一般市民

(1) 障がいのある人との交流機会の促進と求められる支援の拡大

● 障がいのある人との接点

身近（地域・職場・学校など）に障がいのある方が「いる」が4割以上となっています。

● 障がいのある人との交流

身近（地域・職場・学校など）に障がいのある方が「いる」と回答した人で、「交流がある」が7割以上となっています。

● 交流の内容

「ときどき会話などをしている」が5割以上と最も多く、次いで、「日常的に会話などをしている」などとなっています。

● 日常生活の中で、障がいのある方に対してできる手助け

「車いすを押す」が約4割と最も多く、次いで、「話し相手をする」、「大きな荷物を運ぶ・出し入れする」、「急病などの緊急時の手助けをする」などとなっています。

● 災害時に障がいのある人への支援や協力

「安否確認・声をかける」が約7割と最も多く、次いで、「安全な場所への避難誘導」、「相談・話し相手」などとなっています。また、「協力は困難」、「わからない」と回答された人の理由として、「何をすれば良いのかわからない」が4割以上と最も多く、「障がいのある人と日ごろ付き合いがない」、「助けを求められないとできない」などとなっています。

● 外出（通勤や通学も含みます）するときに、特に困ると思われること

「介助者がいないと外出が困難」が約5割と最も多く、次いで、「必要なときに手助けが得られない」、「道路、公共交通機関、施設などがバリアフリーに改善されていない」、「外出方法が限られる」、「歩道が完全に整備されていないため移動しにくい」などとなっています。

(2) より一層求められる障がいや障がい者への理解と配慮ある行動

●障がいのある方用の駐車スペースについて

一般市民では、「あまり守られていない」が約6割と最も多く、次いで、「概ね守られている」、「わからない」などとなっています。一方、自分自身では、「概ね守られている」が約9割を占めています。

●障がいのある方と一緒に働くことについて

全体では、「特に気にならない」が約6割と最も多く、次いで、「わからない」、「一緒に働くには不安がある」などとなっています。「一緒に働くには不安がある」と答えた方の不安として、『どのように接して良いのか、よくわからない。』、『障がいに対する正しい知識がないため、障がいの程度に値する仕事量、急病時の対応、他への理解の求め方等がわからない。』、『意思疎通が少し難しい場合がある。』、『仕事中は他の人の事が目に入らなくなるため、障がいのある方が困っていても、助けてあげることができないかもしれないため。』、『環境や設備がしっかり整っていればよいが、何か起きた時にどうやって対応していいかわからない。』などの意見が挙がっています。

(3) より一層求められる障がいや障がいのある方との相互理解

●障がいのある方への差別・偏見

「ある」が3割以上となっています。年齢別の「ある」割合では、30歳代が約6割と最も多く、次いで、20歳未満、40歳代などとなっています。

偏見や差別「ある」と答えた方の内容では、『公共の場、会社、その他で障がい者を支援しようという風潮もあるが、一方で奇異な目で見えてしまう。』、『あるというより、普段、障がいのある方との接点がほとんどないので、街中で出会った時にどう接すればいいかとまどう。普通に接するというのがどんなふうにすればいいのかが正直よく分からない。差別の気持ちはなくても、結果的に不快な思いをさせている様な気がします。』、『歩き方が他の子と比べて違っていたりするだけで（病気により）、指を指して小さな子を避難したりするのを見たことがあります。小さいうちから親、地域で教育していかないと、大人になってから差別、偏見が増大します。』などの意見が挙がっています。

2 各関係団体等ヒアリングのまとめ

1 各関係団体等のみなさんからの声

(1) 障がい者福祉に関する活動を行っていく上での課題や今後の活動の展望

1. 障がい者関係団体

- 行事のマナー化と役員や会員の減少と高齢化が進み、行事や活動の見直しの時期にきている。
- 障がい者の社会参加・社会復帰が進むような活動を展開していきたい。
- 今後、会の活動を多くの人に知ってもらい、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、相談支援を積極的に行っていきたい。
- 助成金収入が減っているため、活動が制限されている。
- 障がい者をもつ親が高齢化しており、今後、支援策を考えていく必要がある。
- 会員の世代間で、抱えている問題、親としての思い、ニーズも多様になり、共通の課題を皆で活動を展開していくのが大変になってきている。
- 作業所運営への協力、作業所の発展、利用者の福祉向上を目指し、授産活動への協力、今後の利用者（我が子）のための資金作りなど、計画をたててすすめていきたいと考えている。
- 利用者に個人的に性質、特性に差が大きく、個人の特性に応じた自立した生活ができるように、日常生活の支援・介護、機能訓練の提供を行なっていく。
- 利用者の意向、事情を踏まえた個別支援計画と計画にもとづいた支援指導を行っていきたい。
- 自閉症児者を家族に持ちながら、積極的に会の活動に参加する会員が少ない。
- 自閉症児者の生涯にわたる安定した生活を保障していくため、自閉症法（個別法）成立をめざすとともに、療育・医療拠点センターの開設に力を注ぎたい。
- ケアホームを建設したいと活動を始めたが、土地の面、資金面、すべてにおいてなかなかうまく展開してゆかない。
- 地域とのつながりを広げたいと取り組みをしてきているが、不十分である。
- 親の高齢化も課題となっている。
- 「働きたくてもうまく働けない」という精神障がいの方の将来について、収入が少なく、仕事も限られており、将来が不安であることから、安心して未来を託せるような社会施設、制度の確立を望みたい。
- 希望する利用者を受け入れることができる広い作業所や安心して暮らせる入所施設の建設を望んでいる。

2. 障がい者関係施設

- 障がいのある人や家族が慣れ親しんだ地域で安心して暮らし続けられることを支援するため、相談支援体制の推進が図られ、その充実が望まれている。

- ▶ 相談支援体制の充実の核となる相談支援専門員の量的拡大（増員）が必要になっている。
- ▶ 相談支援専門員が個別支援会議等を通して、質の高い障がい者ケアマネジメントを日常的に実施していけるようになれば、地域で暮らす障がいのある人たちのQOLは間違いなく向上するものと考ええる。
- ▶ 一人でも多くの市民に活動を知っていただき、理解していただきたいと思う。
- ▶ 「障がいがあるなしに関わらず、あるいはその能力の有無にとらわれず、すべての児童が地域社会で当然のここのように学校教育の場において包み込まれ、かつ必要な援助を保障された教育を受けること」という、ソーシャルインクルージョンの理念を進めていくことが必要ではないか。
- ▶ グループホームの立ち上げなど、まだまだ一般住民の方々の障がい者に対する理解が不十分であることを痛感している。法人、事業所の自助努力で行ってきた経緯があるが、このような説明の場において行政の方も一緒に同席していただくことも大切かと考える。
- ▶ 一般の賃貸住宅をグループホームとして借りているが、改正された消防法との関係もあり、住宅の確保にとっても苦慮しているのが現状である。
- ▶ 支援の場においてもホームヘルプの利用が制限されていたりと、現行制度の中で多くの課題がある。
- ▶ 障がい者のニーズに合ったサービスの提供をすることが望ましい。
- ▶ 利用者が希望するサービス内容が、障害福祉サービスによる支援可能な範囲を越えていることがある。
- ▶ 重度障がい者に対応できるヘルパーが少ない。
- ▶ 利用者の生活の全体像を理解した上で、その人のライフステージにあった支援のためには、利用者の支援をコーディネートする人が必要であると思われる。
- ▶ 困難事例だけではなく、全ての障がい者の支援に適切なケアマネジメントが必要であると思われる。
- ▶ 就労支援を抜本的に強化していく必要がある。
- ▶ 支援決定の仕組みの透明化、明確化が必要である。
- ▶ 療育を希望される方が年々増え、待機児童が出てくるおそれがある。今後、受け入れが難しくなることが予測される。そのため施設の設備的にも、部屋数の確保とともにスタッフの確保が必要である。
- ▶ 運動発達の問題を持つ児童には、理学療法士の派遣をしているが、学園のスタッフとしての雇用が望まれる。
- ▶ 就労支援の事業所として、障がい者の就労に結びつけるために、事業所作業をしっかりと行い、一人でも多くの利用者が就労できるよう関係機関と連携し、支援をしていくことが必要である。
- ▶ 作業の確保ならびに継続的作業の確立が今後の大きな課題であると同時に、利用者の就労支援に取り組んでいかななくてはならないと考えます。

3. ボランティア団体

- 視覚障がい者の外出について、ガイドサポートや交通機関などが大きな課題となっている。行きたい所へ気軽に行けるようなシステムが必要と考える。
- 福祉バスの座席にはシートベルトがなく改善をお願いしたい。
- 場所は問わず、夜のサークルなので午後 10 時まで使用できる場所の提供をお願いしたい。
- 「発達障がい」のような目に見えない障がいに関しては、まだまだ認知されていないように感じる。
- 「一市民一ボランティア」の理念に則り、誰でも発達障がいに関して基礎的な知識を持ち、サポートができるような体制が整うことを願っている。
- 善意に基づくボランティア活動から、さらに踏み込んだ専門性を学んだ活動と、そこから派生する業務を生業とできるようなシステム、ならびに支援を必要とする当事者とをつなぐ「専門性をもったプロ」のコーディネーターの育成が望まれる。

(2) 障がい者に関する市民の意識について、日ごろ感じるところ**1. 障がい者関係団体**

- 障がい者が特別なものという意識は、市民の中でも薄らいできていると思われ、障がい者自身も、自分は特別という意識が薄らいできている。
- これからも、障がい者と市民が一体となって社会を構成していけるよう活動していきたい。
- 知的障がい者について、一般の方はまだ理解できていないと感じることが多い。
- 一般市民と知的障がい者が一緒に活動をする機会や、一般市民に理解してもらう集会等、啓発活動を積極的に行ってほしい。
- 児童の特別支援教育制度によって差別意識を作ってきている。
- 身体障がいに比べ、まだまだ知的障がい、発達障がいについて理解されていないことが多い。
- 家族や地域との結びつきを高めようとしても、協力や支援がもらえない。
- 障がいのある人やその家族も、家庭の中ばかりで、地域への交流が少なく、地域への積極的な働きかけが少ないように思う。
- 自閉症を含む発達障がいについて、特に、知的に重い人で行動障がいのある人に対する理解がない。
- 自閉症者に対する理解はまだまだ低いと感じます。
- 自立支援法の制定後、ますますサービスが使えない、重い人の受け入れ先も少なく、事業所は運営が困難なので契約が打ち切られている。
- 国が定めた報酬単価設定を支援費制度の時と同じレベルまで引き上げていただかなければ、重度の人はサービス利用できないままである。
- 中央と地方、都市部と中山間地域、社会資源の格差があり、事業所から離れた地域は契約すらできない。支援費制度のような内容にすべて改定してください。
- 精神障がいに対する偏見や差別は根深いものがある。近所の方々に自由に出入りしてもらうことで理解を広げることが必要である。
- ハローワークの求人票で初めから「精神は除く」と記載されていることがあり、精神の求人はきわめて少ない。また、面接会で「精神」と告げるとそれだけで断られることがあり、就労では、いぜん差別されている。

2. 障がい者関係施設

- 以前に比べれば、障がい者への理解が深まっているように思われ、ボランティアなどを通して、障がいのある人たちへの支援の輪も広がっているように感じる。しかし、全体としては、まだ「無関心」の層が圧倒的に多いように思われます。
- 一般市民、地域住民の方々は、居住する地域に障がい者施設ができるとかあるいはグループホームなどができるとなると、実際には拒否的反応が表面化します。例えば、グループホーム（含むケアホーム）などの家屋を賃借しようと空物件などにあたって、障がい者が住むことを知ると多くは断られ、一つの家

屋を借り上げるために、その所有者だけでなく、近隣住民、自治会等の理解を得るため大変な労苦を伴っているというのが実情である。

- 国や地方自治体の障がい者施策が、障がいのある人たちの地域生活を推進しているこうとしている中で、こうした地域住民、一般市民の障がい者理解、障がいのある人たちも地域社会を構成する一員であるという意識を、さらに深めていただく対策が求められているのではないかと。
- 障がい者に対する理解はある一方で、コミュニケーション面での壁のようなものを感じることもある。事業者としてもっと障がいについて理解を深めてもらう必要性を感じる。
- 障がい者に対して市民の意識は随分変わってきた。障がいを持つことは、その人に何の責任もないことであり、堂々としていただきたい。
- 大半の人達は心より受け入れているし、そのように信じたい。
- インクルーシブな社会の構築が求められている中であって、障がい者の生活(暮らしの場・活動の場)も地域の中に移行して、一般住民と同じ基盤の上で生活できる事が求められている。
- 障がい者はもとより地域住民においても相互理解を深め合い、福祉社会を創り上げていく意味においても地域にあるGH・CHの存在意義は高いものと思っています。
- 障がい者(児)の外出介護等で、地域外の駅、スーパー等に行くと冷たい視線、避けて通られたりすることがあり、まだまだ障がい者に対する特別扱いがあると感じる。
- 外出介助をしていると道路の点字ブロックやかまぼこ状態が車イスを押していると低い方にタイヤが転がり逆方向にすると車が通行していたりで、危険に感じたことがある。
- 障がい者についての理解を促す為にも、地域社会に障がい者の施設を設立していただきたいと願っている。
- 近隣の関係性が薄くなってきているため、障がいを持っている人が近所にも気がつかないことが多い。
- 地域のつながりを持つことで、協力体制がとれる事もあるが、関心が薄れている傾向にある。

3. ボランティア団体

- その場に直面した時には、どう対処したらよいのか正直迷います。
- 子供の頃から障がいのある方々とふれ合う場があれば、自然に受け入れることができるのではないかと思います。
- 震災などの事態には地域の力が必要ですし、身近に感じられる地域づくりができればと思います。
- 災害時の対策について、障がいの有無にかかわらず相互扶助が根付き、障がいに対する理解が更に深まることを願うものです。

(3) 障害者自立支援法に基づく障がい福祉施策・サービスについての課題、提案、意見等**1. 障がい者関係団体**

- 高齢化による身体の衰えや病気等での身体障害者手帳を取得する人が増加してきている。
- 生まれながらに障がいを持って、社会参加していこうという若い障がい者を支援していくことが必要である。
- 障害者自立支援法成立後、新しく入所施設ができていないことを考えると、知的障がい者が親亡き後どう生活していくのか大変不安を感じる。
- 国・県・市町村等が一体となり、もっと助成する必要がある。
- 在宅の知的障がい者も地域で安心して暮らすためのサービスをもっと充実してほしい。障がい者がいつでもどんなサービスも利用できるような地域拡大のための施策が必要だと思う。
- 介護保険と自立支援法との制度上の相違点を考えてもらいたい。
- 市の施設での代読・代筆の要望に快く応じて欲しい。
- 移動手段の制限を広くして欲しい。
- 視障者も高齢化に伴い、通院者が多くなったので、サポートのボランティアを増員してほしい。
- 公共施設にそれぞれ手話通訳者を設置してほしい。
- 未就園児が通える施設が増えるとよい。
- 障害程度区分の方法、区分により使えるサービスを限定した点、三障がいの一つにしたことによる問題点など、サービスを利用する当事者の立場からは、ただ振り回されただけのように思う。
- 利用者の意思、意向、さまざまな事情を踏まえた個別支援計画の作成と計画に基づいたサービスの提供が必要である。
- 地域生活は一家族では支えきれない。入所施設が必要である。やむを得ず在宅で通所の場合、緊急時のショートステイ・日中一時預かりを受け入れる施設等を利用できるようにしていただきたい。
- 医療費の継続をお願いしたい。
- 放課後の児童の居場所を確保してほしい。
- 事業所が、十分なサービス提供できなくなってきたので、ますますサービスを利用できなくなっている。
- サービスの支給をしてもらっても、実際に使えないのが現状で、格差が生じる恐れがあると思われます。
- 障がい者は（も）主権者である。憲法 25 条の示す「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国民はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」に則り、当事者及びその家族の思いや意見が反映される仕組みが整えられねばならない。

- ▶ 「福祉サービス」という文言が出てくるが、これは何かをやってもらうというサービスではなく国民の権利の実現であり、公共の義務である。
- ▶ 生活については、働けなくても十分生活できる障害年金を保障すること。
- ▶ 安心して医療を受けられる制度を作ること。
- ▶ 現在、福祉サービス事業として民営化されているが、国、自治体はできるだけ良好な福祉事業ができるよう事業者の運営に助力すること。(土地、建物への援助など)。
- ▶ 3 障がいを一括で扱うことなく、それぞれの障がいの特性を鑑みた就労支援をすること。
- ▶ 障がいに対する偏見や差別をなくすために学習会や講演会、映画会などはもちろんのこと互いに触れ合える(顔見知りになり、名前を覚える)機会を小学校区で不断に作ること。

2. 障がい者関係施設

- ▶ 障害程度区分による利用制限などを撤廃し、支援の必要性(必要度)に基づいたサービス利用が可能となる制度設計に心がけていただきたい。
- ▶ 障害福祉サービス事業の課題について、日中活動支援事業は生活介護と就労系の事業に二分されたが、就労系の事業の人員配置と報酬単価が低く設定されてしまったため、仕事(作業)を中心とする旧授産施設系が新事業での運営が厳しくなってしまうという事態を招き、新事業移行時に生活介護等に移行するという傾向が多く見られる。
- ▶ 生活介護事業移行後は、仕事(作業)、つまり「働く」というモチベーションが下がってきている、という報告を各地で聞くようになりました。制度によって、障がい者支援の大きな柱が歪められてきているということがいえると思う。
- ▶ 重い障がいのあるある人たちのグループホーム(含むケアホーム)の必要性について、現行の共同生活介護・共同生活援助事業では、重い障がいのある人たち(例えば、重症心身障がい者、行動障がいのある知的障がい者)のグループホームは、設備整備の面でも、専門性を持った支援職員を配置するための人員体制の面でも、極めて不十分といわざるを得ません。
- ▶ 入所型の施設が整備されなくなった近年、こうした重い障がいのある人たちもグループホームでの居住支援が望まれるところですが、制度面の壁がその充実を阻害していると感じている。
- ▶ 障害程度区分によって、施設が受ける報酬額が違います。このことは、サービスの質の低下につながる者ではないかと心配します。市町村によって受けられるサービスに違いが出てきていることは、問題ではないかと思えます。選択できるだけのサービス量が確保されていないと重います。身体、知的、精神障がいを同じように扱うには無理があると思えます。
- ▶ 高齢障がい者への取組みを別で考えて欲しい。特に親亡き後どうするか、また身体的ケアも必要となった場合についても、先を見越した取組みや支援体制を

構築できるようなシステム作りが必要だと思われます。

- ▶ 障害者自立支援法は、確かに利用者、施設側に衝撃を与えたことは間違いない。この5年間は、どれだけ振り回されたかはかり知れない。利用者の1割負担があるために、これに関係者は尽力された。この部分は見直されるが、問題は施設側である。今まで障がい者施設についての法整備はいい加減な部分がありすぎたし、それに乗っかっている人達もそれに甘んじていた。もう少し慎重にことを成し遂げていただきたいし、専門的な人を時間をかけて育成してほしい。それから提案や意見をいただきたい。今の段階ではあまりに未熟すぎます。
- ▶ 現在、障がい者、精神、知的の方々へのサービスを行っているが、サービスの統一をしようとしても難しいところがある。精神、知的の方はケースワーカー、医師、看護師、その他の関係者、地域（民生委員、自治会長）との連携を密にしないと在宅での生活は困難に思う。
- ▶ 障がい者の受け入れ施設が少なく、デイサービスに行けない。
- ▶ 障がい児もデイサービスを利用したくても高齢者が優先になり、断られ、家族が希望する日に利用できず、施設の空きに合わせて利用している。
- ▶ 相談支援事業を徹底するべきかと思われる。ケアマネジメントは、各事業所に委託して、多くの利用者に正しいケアプラン、他機関との連携を取り、地域の中で活動できるようにしたい。
- ▶ 障害者自立支援法では、利用料の自己負担がある。乳幼児の療育を必要とする者へ負担があるという点で利用しづらさがある。
- ▶ それぞれの障がい特性にあった支援サービス提供できる施設になること。
- ▶ 柔軟かつ利用者本位であり、サービス事業所も利用者に対して手厚く支援し、運営も十分できることを望みます。

3. ボランティア団体

- ▶ 「発達障がい」が自立支援法に明確に位置づけられたとはいえ、その特性に応じた福祉サービスが少ない。
- ▶ ペアトレやレスパイトなどの家族支援サービス、「こだわり」や「不器用」「過敏性」などに上手く対処していく療育サービスなどが創設されるとよい。
- ▶ サービス提供事業者の地域格差や、利用できる居住範囲の指定などもあり、利用できるサービスが少なく、サービスを使いこなせていないのが実情である。

(4) 障害者自立支援法の見直しや障害者総合福祉法（仮称）の制定に対し期待すること**1. 障がい者関係団体**

- 障がいを持っているが、手帳を取得することができない学習障がいや発達障がい者に対する支援の在り方を明記して、実行していくべきである。
- 福祉サービスに対する障がい者の負担を応能負担の考え方で、無料ではなく、障がい者が生活していくのに負担がかからない程度の負担は課すべきと思う。
- 障害程度区分によってサービスの内容や量が変わるようなことがないようにしてほしい。
- 障害程度区分によるのではなく、個々の人の必要に応じたサービスを提供すべきである。知的障がい者の障害程度区分方法を見直すか廃止してほしい。
- 障害基礎年金が少なすぎるため、グループホーム等で暮らす人の生活が成り立たなくなっている。賃金も安いと困っている人がほとんどである。(家賃保証も少なすぎる)
- 障害基礎年金増額すべきである。(月額15万円はないと生活できない)
- 教育、福祉、医療それぞれがばらばらにサービスを考えるのではなく、障がい者の生活、人生をどう保障していくのかという視点で、(ゆりかごから墓場まで)内容を充実させていただきたいと思います。
- 施設福祉サービスの充実。
- 柿の木荘施設の見直し、施設機能の充実。
- 地域交流の促進。
- 利用者の生活安定と充実。
- 自閉症を含む発達障がいや、精神障がいに法的明記されたことにより、基本的施策が具体的なものとして、地方公共団体の責務として、谷間におかれている自閉症、発達障がい児・者が現在より改善されるものであると期待しています。
- 障がいの種類によって判断力のない知的重度で自分の意思を言語で表現できない人達は不利益にあい、障がい差別がみられたが、それが、少しでもなくなることになればと願っている。

2. 障がい者関係施設

- 当面は新たな法律の理解が深められることと、それを実現していくための財源確保対策が進められることを期待している。
- 地域の支援体制の確立。制度の谷間に埋もれている人に対する支援を期待する。
- 自立支援法に於いて、利用者が主体となりサービスを選択できるようになったと思われるが、それが逆に施設を選択することを難しくしていることもある。障害程度区分にしばられ、選択の幅が狭くなったり、事業者側も今まで提供できたサービスが提供することが難しくなるようなこともある。
- 色々なサービスを組み合わせることができるのであれば、サービス提供の幅を広げる必要があると思われ、またその選択について相談・支援する体制を拡充させていく必要があると思われる。

- 障がい者にもわかりやすく使いやすい法にしてほしいと思う。
- 障害者自立支援法は廃止し、制度の谷間がなく利用者の応能負担を基本とする総合的な制度に期待しているが、負担能力のある方の不満や意欲低下につながるようなことと思う。
- 将来にわたって発達の弱さや特性を持ち続けていく児童に対し、長期的な展望に立って、途切れの無い支援は大切である。
- 保健センター、幼稚園、保育園、ひまわり学園、学校、さらに就労まで、児童を取り巻く人々が連携しあいながら児童が健やかな発達が遂げられるよう支援していく事ができるような法の整備がされるとよい。
- 住んでいる場所で、サービスに不公平がないようにしてほしい。

3. ボランティア団体

- 身体障がいの方の支援がやはり優先されやすい状態なので、発達障がいを持つ人にうまく対応できない人や、体が動くゆえに困ってしまう状態像などに理解が欲しい。
- 「発達障がい」にちなんだ福祉サービスの拡充、「発達障がい」が適正に評価される障害程度区分のあり方、「発達障がい」独自の手帳制度の創設など。
- 個々の障がいやサポートの必要性に応じた、臨機応変に対応できるサービスの創設。

(5) 障がい者の就労促進についての課題、提案、今後の貴団体の活動等

1. 障がい者関係団体

- 就労支援センターやハローワークと連携を密にして、就労につながるよう活動していきたい。
- 一般就労におけるジョブコーチはもっと継続して障がい者をフォローする必要がある。ジョブコーチのフォロー期間が短すぎるためすぐにやめる人が多い。
- 相談機関をもっと多く設置すべきである。障がい者は今よりも多くのサポートがないと就労できない。(就業・生活支援センター等)。
- 知的障がい者が就労している企業・福祉施設にもっと助成すべきである。
- 知的障がい者を積極的に雇用している企業を見学したり、就労している人の生活をサポートしていくことが必要である。
- 地域密着型小規模多機能授産施設を介護保険制度に見られる地域密着型施設のような施設を提案する。
- 市職員募集の障がい者枠の対象者に弱視の方の職域も拡大してください。
- 障がいがあり、就労を希望されている方には、一人ひとりのニーズに則した情報を適切に提供していく必要がある。
- 利用者の就労促進について、生活活動、機能訓練が実施されているが、就労促進に結びついていないように思う。
- 就労促進には、親の考え方をあらためる必要がある。就労促進のため利用者の職業訓練、機能訓練の見直しが必要である。

- 幼児から高等部卒業まで、障がいの特性・状態程度をよく把握して、個別支援計画を立てて、教育と生活を支援する。高等部卒業学年の指導だけでは、就労は難しい。
- ジョブコーチと学校と主治医と福祉機関との連携を密にする。
- 精神に関しての就労促進は他の障がいに比べて遅れている。

2. 障がい者関係施設

- 「働く意欲と能力のある障がい者が企業等で働けるよう福祉側から支援する」と法律には明記されていますが、障がい者就労の現実は厳しいものがある。
- 作業所での工賃は、自立には程遠い。
- 障がい者について受け入れ側企業等の理解が低いように感じる。(特に知的障がいについて)
- 受け入れ側のメリットについても広範囲に周知できる手段等あればと思う。
- 障がい者の一般企業への就労について、施設側は、それに対して積極的に協力しているとは思えない。企業に送り出せる能力ある利用者がいても、送り出したあとの保証がないのが問題なのかもしれない。
- 就労促進については、大垣駅前の商店街の活性化の為に、空き店舗において障がい者の就労促進ができないかと思う。
- 障がいがあっても働く場所があるという事は、とても大切で、この事が障がいをおっても意欲的に自力生活アップにつながると思うが、当事者は自らの能力の弱さを感じ、生活意欲すらなくす傾向がある。
- 就労促進のためにも、1次障がい、2次、3次障がいへと進まないように留意する必要がある。そのためにも途切れのない支援を、西濃圏域の学校教諭、幼稚園教諭、保育士、保健師、児童デイサービス職員等を対象にケース検討会や各種の講演会、指導方法研などを開催し、学習会を継続的に開催する。
- 就労支援については、西濃障がい者就業・生活支援センター、大垣障がい者就業・生活支援センター、大垣ハローワーク等の関係機関と連携し、主にサポート事業により、就労を支援していく。
- 国や公共団体が物品等を発注したりする場合、障がい者雇用をしている企業を条件に加える等、障がい者を雇用することへのインセンティブを与えるとよいのではないか。

3. ボランティア団体

- 就労促進が望まれるが、体験や実習の場が少なく、何もかもダメになってからでないと支援してもらえない現状を何とかしたいが、今のところいい活動が浮かばなくて困っている。
- 障害者雇用促進法上の障がい者に「発達障がい」も含め、雇用率の算定対象とすること。
- ジョブトレーニングの場や機会がもっと増えるとありがたい。
- 就労支援だけでなく、就労後も気軽に相談できる(障がい者、事業主ともに)サービスがほしい。

(6) 大垣市の障がい者施策について、お気づきの点、意見、要望等**1. 障がい者関係団体**

- 日常生活用具の中には、現在の障がい者の希望にそぐわない用具がある。今後は用具を希望する障がい者に対して聞き取り調査や見直しをお願いしたい。
- 特別支援学校、特別支援学級に通学する児童・生徒の放課後等デイサービスを行う事業所等が少なすぎるので、もっと放課後等デイサービスを提供する事業所を充実してほしい。
- 障がい者とその保護者の意見・要望を聴く機会をもっと多く設けてほしい。
- 障がい者施策が保護者等に伝わっていないことが多いので、もっと伝わり易い方法を考えてほしい。
- 福祉団体への助成金を増額してほしい。
- 市役所窓口における視覚障がい者に対する代読・代筆をお願いしたい。
- 視覚障がい者の貴重な社会貢献の場として、点字投票用紙の解読を任せてもらいたい。
- 施設への音声装置や点字表示・点字ブロック等を設置する前に、ぜひ障がい者の立場からの意見を聞いて参考にしてほしい。
- 大垣市民病院における手話通訳者設置。
- バス停をシステム（電子、アナウンス）の改善。
- 利用者の殆どが一人で避難できない。親も避難所がどこになっているのか、緊急時の情報を得るための手段を早急に求める。
- 福祉情報が障がい者団体などの機関誌、市の広報や回覧が主体であるので、国・県の動き等を知りたい。
- 自閉症・発達障がい、特に知的障がいが高く、行動障がいのある人で、施設対応の必要な人達が、今後増えていくので対応を考えていただきたい。
- 施設実習に住み込んで実習させるなど、職員研修を充実させていただきたい。
- 現在不況のため、工賃収入が少ない。市においても障がい特性を視野に入れた仕事をまわしていただけるとありがたい。
- 市の遊休地を利用できるようにしていただきたい。(新しい作業所建設の願いあり)。

2. 障がい者関係施設

- 今般の改正障害者自立支援法における相談支援体制の強化に見られるように、相談支援（ケアマネジメント）体制の拡充が不可欠であると考え。相談支援事業の拡充により相談支援専門員が質の高い障がい者ケアマネジメントを実施できるようになれば、自立支援協議会の活性化、機能強化と相まって、障がいのある人たちやそのご家族が生まれ育ち、慣れ親しんだ地域で安心して暮らし続けていくことのできる社会の実現にさらに近づくことができると考える。
- 教育が必要な時期になれば、教育が受けられ、福祉サービスが必要な時期には安心して福祉サービスが利用できる環境を、生まれ育ったこの地を離れること

がなく、すむように整えてもらいたい。

- サービスを提供している施設、事業所がどこのサービスを利用しても、どの利用者に対しても同じ内容のサービスが受けられるようにして欲しい。
- 障がい者の在宅での生活を足を運んで見て欲しい。
- 障がい者が1年間通して使用できるスポーツセンターができればよいと思う。
- 温水プールのあるスポーツセンター（年中、障がい者や高齢者が使える）を強く希望する。
- 発達上の弱さや問題を持つ子どもの早期発見という面では、充実しつつあるが、その後の幼稚園から小学校、小学校から中学校、その後の就労へと結びついていくケースが少ない。
- 児童を取り巻く人々との協力体制づくりをし、フォーマルな部分だけでなく、インフォーマルな支援体制づくりが大切である。
- 事業所が行うことができる大垣市としての公的な作業をさせていただけたらと思う。作業の確保は当然事業所自身のことではあるが、公的な作業を請け負うことは、事業所にとっていろんな意味でありがたいことである。
- 障がい児の放課後等支援、スマイルブックの作成など、ここ2、3年でさまざまな取組みをされているが、今後も生涯を通じて途切れのない支援をしていく体制づくりを一層すすめていただきたい。
- 障がい児を持つご家庭において、家族全てに対する支援が必要なケースが多く見られ、配慮をお願いしたい。

3. ボランティア団体

- 市からの補助金がカットされてから、活動を減少せざるをえず、活動に支障を来している。
- 特に就労支援で、大垣には大きな企業があるので、特例子会社の設立を望む。
- 発達支援に関して、療育・教育・労働の調整役としての行政担当者の協議の拡充することが必要である。
- 専門知識取得の各種トレーニングを専門家に課すことと同時に支援の場の拡大（乳児期のみならず学童期での療育体制、義務教育小中学校の通級教室の開設、生涯にわたるライフサポート体制など）が必要である。
- 専門家の増員を希望する。